

定款一部変更

現 行	変 更
<p>(法人の構成員)</p> <p>第 5 条 本会の会員は、正会員及び準会員とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人法（以下「法人法」という。）上の社員とする。</p> <p>2 正会員は、本会の目的に賛同して入会する法人及びこれらの者を構成員とする団体とする。</p> <p>3 準会員は、本会のコンタクトセンター推進協議会の目的に賛同して入会する法人及びこれらの者を構成員とする団体並びに個人とする。</p>	<p>(法人の構成員)</p> <p>第 5 条 本会の会員は、正会員及び準会員とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人法（以下「法人法」という。）上の社員とする。</p> <p>2 正会員は、本会の目的に賛同して入会する法人及びこれらの者を構成員とする団体とする。</p> <p>3 準会員は、本会のカスタマーサポート部門の目的に賛同して入会する法人及びこれらの者を構成員とする団体並びに個人とする。</p>
<p>附 則</p> <p>平成 25 年 4 月 1 日 公益社団法人移行に伴い施行</p> <p>平成 25 年 6 月 20 日 施行</p> <p>平成 27 年 6 月 23 日 施行</p> <p>平成 28 年 6 月 21 日 施行</p> <p>平成 30 年 1 月 1 日 施行</p> <p><新設></p>	<p>附 則</p> <p>平成 25 年 4 月 1 日 公益社団法人移行に伴い施行</p> <p>平成 25 年 6 月 20 日 施行</p> <p>平成 27 年 6 月 23 日 施行</p> <p>平成 28 年 6 月 21 日 施行</p> <p>平成 30 年 1 月 1 日 施行</p> <p>令和元年 6 月 18 日施行</p>

以 上